

国官運安第47号
令和5年7月13日

荷主関係団体 御中

国 土 交 通 省
大臣官房運輸安全監理官

運輸安全マネジメント制度の周知について(依頼)

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、輸送中にヒューマンエラーによる事故・トラブルが相次いで発生したことを契機として、運輸事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、国がその取り組み状況を評価・助言を行う「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月に導入し、各輸送モードの安全性の向上を図っています。

本制度では、運輸事業者に対し、自らが自主的かつ積極的に輸送の安全の取り組みを推進するとともに、構築した安全管理体制をPDCAサイクル※により継続的に見直すことにより安全性の向上を図ることを義務付けており、本制度導入後、運輸事業者においては、本制度の理解等を含め、一定の成果を得ています（※ Plan Do Check Act（計画の策定、実行、点検、改善）のサイクル）。

一方、荷主事業者にとっては、顧客に製品などを確実に届けることは当然の取り組みであり、そのためにトラック事業者の安全運行は必要不可欠な要素であると考えています。

なお、トラック事業者は安全運行のために、運輸安全マネジメント制度に基づき次のような取り組み等を行っています。

- 経営トップが関係法令等の遵守、安全最優先の原則を社内に徹底
- 輸送の安全の確保に関するトラック事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示す安全方針を策定
- 安全方針の実現に向けた具体的な目標及び取り組み計画に係る安全重点施策を策定
- 現場で起きる事故、ヒヤリ・ハット等を収集・分類・整理し、原因を分析し、事故、トラブル防止を図る
- 安全確保のために教育・訓練等を実施

今般、トラック事業者の運輸安全マネジメント制度を通じた安全への取り組みに対し理解を深めて頂くためリーフレット(別添)を作成しましたので、貴会の傘下会員に配布いただく等周知にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官室 前島、宮河
Tel.03-5253-8797